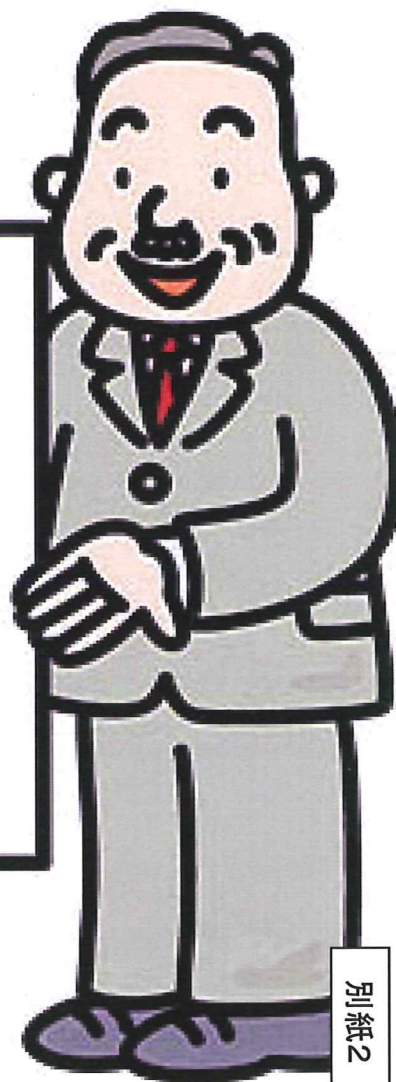


独占禁止法相談ネットワーク の御利用をお待ちしています。



久慈商工会議所で
は、独占禁止法、下請
法及び消費税転嫁対
策特別措置法の相談
を受け付けておりま
す。
内容、御希望により
公正取引委員会の窓
口を紹介します。

◎このようなことでお困りではあ
りませんか？

・マーケティングの内容が独占禁
止法に違反？

・注文どおりなのに、取引先から
一方的に返品された。下請法に
違反じゃないの？

・取引先が消費税の転嫁を拒否し
ている。消費税転嫁対策特別措
置法に違反じゃないの？

御相談窓口は、久慈商工会議所経営支援課です。

TEL0194-52-1000